

令和3年千葉市教育委員会会議
第1回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和3年千葉市教育委員会会議第1回定例会会議録

日時 令和3年1月29日(金)

午後2時00分開会

午後3時00分閉会

場所 第一・第二会議室

出席委員	教	育	長	磯野	和美
	委		員	小西	朱見
	委		員	和田	麻理
	委		員	藤川	大祐
	委		員	竹田	賢
	委		員	高津	乙郎

出席職員	教	育	次	長	大野	和広	教育支援課長	小田	將史	
	教	育	総	務	部	長	松浦	良恵	保健体育課長	阿部健一郎
	学	校	教	育	部	長	山下	敦史	養護教育センター所長	千葉直敏
	生	涯	学	習	部	長	佐々木	敏春	生涯学習振興課長	中島千恵
	中	央	図	書	館	長	安部	浩成	文化財課長	佐久間仁央
	総	務	課	長	山口	美登里	学校施設課学校環境改善担当課長	石川	幸夫	
	企	画	課	長	山崎	二郎	保健体育課学校給食担当課長	山本	春樹	
	教	育	職	員	課	長	吉田	悦子	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長	小倉とも子
	教	育	給	与	課	長	松永	信隆	生涯学習振興課統括管理主事	八斗孝之
	学	校	施	設	課	長	森永	成	総務課課長補佐	志賀二郎
	学	事	課	長	栗和田	耕	教育センター副所長	山口	麻理	
	教	育	改	革	推	進	課	長	片見	悟史
	教	育	指	導	課	長	鶴岡	克彦	総務課総務班主査	金井昌樹
									総務課経理班主査	大友美嗣

書	記	総	務	課	主	任	主	事	松元	秀之	総	務	課	主	事	佐野	翔一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	----	----

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
令和3年1月29日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和2年第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第1号から第4号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項（1）緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
山口総務課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第1号 令和2年度補正予算について（2月補正）
山崎企画課長、石川学校施設課担当課長、森永学校施設課長、小倉生涯学習振興課担当課長、八斗生涯学習振興課統括管理主事よりそれぞれ説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第2号 令和3年度当初予算について
山口総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第3号 千葉市立中等教育学校設置条例の制定について
議案第4号 中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第3号については栗和田学事課長、議案第4号については片見教育改革推進課長よりそれぞれ説明があった後、一括して審議。両議案とも全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 臨時代理報告

報告第1号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

松永教育給与課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

磯野教育長 報告事項に係る説明をお願いいたします。

報告事項(1)「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 報告事項(1)「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策について」ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

こちらは、1月7日に国から発令されました緊急事態宣言を受けまして、1月8日に教育委員会としての対応を決定し、発出したものでございます。

まず、「1 学校における対応」につきまして、「小・中・特別支援学校」ですが、「(1)登校・出欠の扱い」は、原則、休校にはいたしません。休校となった場合は、感染状況により段階的に個別相談日、分散登校日等の手だてを講じます。また、保護者から感染が不安で欠席させたいという申出があった場合には、学校長の判断により出席停止といたします。

次の「(2)学習保障」につきましては、休校とした場合、また保護者からの申出等により出席停止とした場合の児童生徒に対しまして、学習プリント、ドリルパーク等による家庭学習に加え、Z o o m等を活用し、児童生徒の心のケア、学習の状況等を把握いたします。また、家庭における学習用の端末といたしまして、4, 8 6 4台の端末が貸与可能な状況となっております。

「(3)学校行事等」につきましては、原則中止としております。

続きまして、「市立高等学校、稲毛附属中学校」についてですが、原則、休校とはせず、必要に応じて時差通学、分散授業を実施することとしております。また、入学者選抜は県教育委員会の判断や県立中学校入学者選抜の状況も参考にし、対応いたします。

なお、1月24日に行いました千葉市立稲毛高等学校附属中学校の入学者選抜につきましては、県の入学者選抜の状況を参考にいたしまして、面接を中止し、適性検査のみ実施しております。

2ページをお願いいたします。

部活動についてですが、活動は放課後、高等学校は90分以内、中学校は60分以内とし、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行うこととしています。また、休業日は活動いたしません。また、朝練習も行わないこととしております。対外試合、合同練習、演奏会等についても行いません。

次に、「2 社会教育施設における対応」につきまして、感染症拡大防止対策を講じた上で開館いたしますが、緊急事態宣言の趣旨を鑑み、生涯学習センター、公民館、南部青少年センターにおきましては夜間の貸出しを中止し、また、中央図書館につきましては通常午後9時まで開館しておりますところ午後5時30分で閉館するなど、夜間の利用を行わないこととしております。

報告事項(1)についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 「(1)登校・出欠の扱い」ですが、保護者から感染が不安で欠席させたいという申出があった場合は出席停止とするとありますが、実際にそのような申出が今までにありましたでしょうか。

栗和田学事課長 出席停止につきましては、実際に調査を行っているわけではありませんが、学校と様々なやり取りをする中で聞くところによりますと、1校に何人かいるというような状況だと思えます。また、学級閉鎖等を行ったような場合には、当該学級以外のところでそのような申出があるということも聞いております。

和田委員 分かりました。そのような出席停止という処遇をした子どもたちに対しても、学業などの遅れがないように、また、ほかの子どもたちとの関係がうまくいくように、ぜひ、きめ細かな指導をお願いしたいと思えます。

続いて、要望ですが、学校行事や部活動なども制限されたり、中止されたりということで、子どもたちが少しがっかりしたり、気持ちが落ち込んだりということが多いと思えます。子どもたちが意欲を失わず、前向きに生きられるように、ぜひ配慮してほしいなと思っています。

この状況だからこそできるようになったことも多くあると思えますので、例えばICTを使った学びが、新しい学びが、楽しい学びができるようになったというようなことを、ぜひ子どもたちと先生の間で共有していただいて、前向きに学校生活を送れる

ようにご配慮いただければなと思います。もちろん今までもしていただいていることと思いますが、重ねてお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

竹田委員 ご説明ありがとうございました。

休校について教えていただきたいのですけれども、実際に休校とする場合に何か基準があるのでしょうか。先日、沖縄の宮古島で小中学校が休校になったということですがけれども、患者数を見ると、感染者が10人ぐらい、濃厚接触者が90人の100人ぐらいでした。小中学校の児童生徒の数って5,000人ぐらいだから、かなり厳しい基準というか、これで休校になってしまうのかなと思ったのですけれども、何か千葉市はそういう基準があるのかどうか教えてください。

また、学校で新型コロナウイルス感染患者が出た場合に、学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは学校閉鎖のどの対応を取るかという基準があるのかどうか、併せて教えていただければと思います。

栗和田学事課長 まず、コロナの感染症に関わる休校等の基準ですが、これは5月に示しております、保護者の方には文書で、そしてホームページでも公開しております。

概略を申し上げますと、児童生徒や教職員に感染者が判明した場合には、保健所等と連絡を取り合いながら、感染者の学校の中での行動、あるいは地域での感染状況といったこと、また、接触者が多いか少ないかといったことを総合的に判断いたしまして、保健所等と十分に相談の上、そういった措置を取るかどうかということ、そして、取る場合にはその規模と期間について教育委員会で判断しております。

具体的には、感染者が発生した場合は、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかということ、保健所が濃厚接触者の調査をいたしますので、その結果を踏まえ、そして保健所の助言を踏まえて検討し、判断することになっております。

竹田委員 人数的な基準は特になのでしょうか。

栗和田学事課長 人数の基準というよりも、感染が広がるかどうかという部分を重視して判断しております。

竹田委員 インフルエンザの場合は、例えば2割ぐらい出たら学級閉鎖にするなど、そういう基準が何かあるようですがけれども、新型コロナウイルスでは特にそういう人数の基準はないということですね。

栗和田学事課長 はい、人数の基準はございません。

高津委員 社会教育施設における対応ということで、県の美術館は閉館になっていると思うのですが、市の美術館は如何でしょうか。

中島生涯学習振興課長 美術館の夜間の時間帯の開館時間を短縮しているところがございます。

高津委員 では、日中は普通に開館していると。

報告第1号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

磯野教育長 それでは、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理をした事項に関わる報告をお願いいたします。

報告第1号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 報告第1号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、次のとおり臨時代理により処理いたしましたので、ご報告いたします。

資料は3ページ、参考資料は1ページをご覧ください。参考資料を基にご説明させていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、特別休暇の事由について、市全体として新たな休暇が設けられ、併せて既存の休暇が整理統合されたことに伴い、学校の職員が使用している特別休暇願の様式を改めるものでございます。

「2 改正内容」についてですが、特別休暇願の様式を改正するものでございますが、資料の中ほどの図でご説明いたします。

まず、図の右側の改正後の上から2番目をご覧ください。新設の休暇として、「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を追加いたします。

次に、図の左側をご覧ください。改正前の休暇事由1の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又はしゃ断」、2の「震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により出勤することが著しく困難であると認められる場合」、及び4の「交通機関の事故等の不可抗力の事故」につきまして、国家公務員の特別休暇の規定方法に合わせて図の右側の改正後の1番「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められ

る場合」に整理統合いたします。

図の3番につきましても、国家公務員の特別休暇の規定方法に合わせて文言の整理をいたします。

なお、この改正による既存の特別休暇の運用については変更ございません。

「3 施行年月日」は、令和3年1月1日からといたします。

次のページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。委員の皆さん、ここまでで、その他として、ご意見、ご質問等何かございますか。

次に、議案第1号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人、退出)

議案第1号 令和2年度補正予算について(2月補正)

磯野教育長 審議を再開します。

議案第1号「令和2年度補正予算について」、初めに企画課長、説明をお願いいたします。

山崎企画課長 議案第1号「令和2年度補正予算について」、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

説明は、議案説明資料、議案書(2)と書いてある、この冊子に基づいて行います。

2ページをお願いいたします。

初めに、「教育みらい夢基金積立金」についてご説明いたします。

「1 補正理由」につきましては、令和2年度の千葉市教育みらい夢基金への寄附金を基金に積み立てるものでございます。

「2 補正予算額」は1,154万4,000円で、財源は記載のとおりでございます。

「3 補正予算の内容」ですが、表に記載のとおり、寄附金と

して令和2年12月15日までに寄附いただいた9件の寄附金の1,035万7,000円と、今後の見込みの118万7,000円を計上してございます。

なお、寄附していただいた9件の内訳は、個人7件、団体2件でございます。

令和2年度の主な充当事業は記載のとおりでございます。

磯野教育長 次に、学校施設課担当課長、説明をお願いします。

石川学校施設課担当課長 3ページをお願いいたします。

「学校施設の環境整備」について、「1 補正理由」ですが、国庫補助金の追加交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費の計上及び継続費の設定を行うとともに、単年度事業は事業完了が次年度となるため、併せて繰越明許費の設定を行うものです。

「2 補正予算額」は10億1,342万6,000円で、財源は記載のとおりでございます。

「3 補正予算の内容」ですが、表の「1 大規模改造（令和2～4年度継続事業）」では、予算額7億4,842万6,000円、対象は小学校3校、中学校1校の計4校でございます。表の「2 大規模改造（単年度事業）」では、予算額1億3,700万円、対象は小学校2校です。表の「3 耐震改修（単年度事業）」では、予算額1億2,800万円、対象は小学校3校、中学校1校の計4校でございます。

次に、「4 継続費の設定」についてですが、令和2年度から4年度継続事業の大規模改造工事の4校は、3か年の事業期間が必要となることから継続費を設定するものです。継続費の設定の総額及び年割額は表に記載のとおりです。

磯野教育長 次に、学校施設課長、説明をお願いします。

森永学校施設課長 続きまして、説明資料の4ページをご覧ください。

「千城台旭小学校グラウンド改修」に係る繰越明許費の設定についてでございます。

最初に、「1 補正理由」でございますが、学校適正配置事業による千城台みらい小学校の本年4月の開校に向け、千城台南小学校との統合場所となります千城台旭小学校で実施しているグラウンド改修工事について、本年度中の完了を予定しておりましたが、先行する屋内運動場等の改修工事におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の影響により契約手続に時間を要したとともに、建築資材の納入に遅れが生じました。これにより、グラ

ウンド内に設置した現場事務所、あるいは敷鉄板等仮設物の撤去が遅れ、グラウンドの敷地造成、舗装等の作業を行うことができない期間が生じたため、本年度内に完了することができなくなりました。こうしたことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、「2 補正予算の内容」についてでございますが、グラウンド改修工事、繰越明許費の設定金額は8,362万円です。

「3 完了予定」については、当初の計画を2か月延期し、本年4月末となりますが、開校予定日の変更はございません。

磯野教育長 次に、生涯学習振興課担当課長、説明をお願いいたします。

小倉生涯学習振興課担当課長 資料の5ページをお願いいたします。

「アフタースクールにおける感染拡大防止対策」についてでございます。

「1 補正理由」ですが、アフタースクールにおける新型コロナウイルス感染拡大防止のため、物品の購入などに係る所要の経費を支援するものでございます。

なお、当該予算は国が令和3年度当初予算には計上せず、令和2年度第3次補正予算に前倒しして計上したことから、今年度の補正予算として計上し、全額繰越明許費の設定を行うものでございます。

「2 補正予算額」は1,520万円で、財源は国費1,013万4,000円、県費506万6,000円でございます。

「3 補正予算の内容」ですが、対象はアフタースクール18か所で、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業に係る経費の補助及びマスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染予防の広報、啓発等を行う事業に係る経費の補助でございます。支援金額は利用人数に応じて1支援の単位当たりの上限額が定められております。各学校ごとの内訳が右の表のとおりとなっております。

磯野教育長 次に、生涯学習振興課統括管理主事、説明をお願いいたします。

八斗生涯学習振興課統括管理主事 資料の6ページをご覧ください。

最後に、科学館における「指定管理施設運営協力等支援金」について説明いたします。

科学館は約3か月の臨時休館後、6月1日より、プラネタリウムの稼働回数及び定員数を縮小し、また常設展示は6月15日よ

り開館時間を午前9時から午後5時までに短縮の上、現在まで運営をしております。

「1 補正理由」ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開館時間の短縮及び入館者数の制限等を行った科学館について、施設の適正な管理を確保するため、令和2年第3回定例会の補正予算で対応していない期間に関し、指定管理料を増額変更するものでございます。

「2 補正予算額」は1,576万8,000円で、財源は全額国費でございます。

「3 補正予算」の内容ですが、前回の補正予算と同様に、増額要素から減額要素を差し引き、算出いたしました。

まず、増額要素ですが、

1つ目として、令和2年6月以降において、各種感染症対策ガイドライン等を踏まえ実施した開館時間の短縮及び入館者数の制限に伴う利用料金の減少による施設管理経費の不足分。

2つ目として、令和3年1月発出の政府の緊急事態宣言を受け、感染症拡大防止のため中止したワークショップやイベントに伴う利用料金の減少による施設管理経費の不足分。

3つ目として、コロナ禍において事業を推進するために購入したオンライン講座備品等の感染症拡大防止対策の経費の増加分。

次に、減額要素ですが、開館時間の短縮等により不要となった人件費や光熱水費等でございます。金額の詳細は次ページ、参考2をご覧ください。

最後に、「4 今後の予定」は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

藤川委員 ありがとうございます。「千城台旭小学校グラウンド改修」のご説明について質問を申し上げたいと思います。この度の状況で、工事の日程に変更があることは致し方がないと思われれます。ただ、それによる影響がどの程度なのかについてはご説明をいただきたいと思います。特に、グラウンド改修工事が4月になるということになりますと、新しい学校の開校行事であったり、あるいは仮に5月に運動会が予定されているとすると、運動会の練習等、様々なことに影響が及ぶのではないかとと思われるのですが、現状でどのような影響があると把握されているのか、また、こういったことについて当該校の関係の先生方、あるい

は保護者の方や児童とはどのような話ができているのかなどといったことについてご説明をいただければ幸いです。

森永学校施設課長 グラウンド以外の校舎、体育館、外構の工事につきましては本年度内に完了し、使用できることから、予定どおり4月に開校する予定でございます。運動会については、5月又は6月の実施になると聞いており、グラウンドでの運動会実施に支障はありませんが、4月に実施する運動会の練習等につきましては、グラウンドが利用できないため、体育館あるいは廃校となります千城台南小学校のグラウンドを必要に応じて、利用しつつ、練習をしていただくこととなります。

引き続き施工者と調整を行いつつ、利用開始時期を少しでも早められるように工期短縮に努めて参ります。また、学校への周知ですが、現段階では両学校の校長に伝えたところです。今後、両校の保護者、あるいは統合準備委員会等でこの旨を説明して、理解を求めて参ります。

藤川委員 ありがとうございます。承知いたしました。よろしく願いいたします。

磯野教育長 そのほか、よろしいですか。

ほかにご質問ないようですので、議案第1号「令和2年度補正予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第2号 令和3年度当初予算について

磯野教育長 議案第2号「令和3年度当初予算について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 総務課でございます。よろしく願いいたします。

議案第2号「令和3年度当初予算について」ご説明いたします。

令和3年度当初予算につきまして、市長に意見を申し出ることにつき、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案書(2)の10ページをお願いいたします。

こちらの表をご覧くださいますと、区分として上から一般会計の予算、その下が教育費の当初予算、次に教育費の構成比、その次に教育委員会所管の災害復旧費、最後に教育委員会所管一般会

計の全額という形で表になっております。

まず、令和3年度一般会計ですが、総額4,664億円、うち教育費は687億7,000万円、構成比で見ますと14.7%となっております。こちらを前年度の教育費の予算額と比較いたしますと、予算額では51億8,200万円の減、増減率としては7%の減という形になっております。これだけの減となりました要因ですけれども、学校施設の環境整備を国の補正予算によりまして令和2年度に前倒しして実施しておりますことから、大きく減額となっているものでございます。

参考として、その下に教育費の補正予算前倒しの金額とそちらを合わせたものを記載してございます。当初予算と補正前倒し分を比較いたしますと、令和2年度から令和3年度にかけて概ね26億円の減、増減率でいきますとマイナス3.5%といった形になっております。

それでは、当初予算の主な事業につきまして、順にご説明をさせていただきますと思います。新規事業及び拡充した事業を中心にご説明をいたします。

議案書(2)の11ページをお願いいたします。まず、教育総務部の予算からご説明いたします。

初めに、上から2段目の「公立夜間中学設置に向けた検討」50万円ですが、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者に対応するための夜間中学の設置に向けて、学習ニーズ調査などを実施するものでございます。

次に、「小学校における専科指導のための講師の配置」2億3,000万円ですが、専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科指導教員または講師を全ての市立小学校に配置するに当たり、必要となる図工、家庭、体育の講師を増員するものでございます。

次に、「子どもへの性犯罪・性暴力初期対応研修」30万円ですが、性犯罪・性暴力被害を受けた児童生徒への対応力を高めるための研修を実施するものでございます。

12ページをお願いいたします。

「スクール・サポート・スタッフの配置」2億9,200万円ですが、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教科研究等に注力できるよう、学習プリント、実技教科の教材の準

備などを行うスタッフを増員し、全ての市立小・中・高・特別支援学校に配置するものでございます。

次に、「学校施設の環境整備」10億4,500万円ですが、学校施設の長寿命化を図るため計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境、機能に改善するための質的整備を行うものでございます。なお、環境整備につきましては、先ほども申し上げましたが、本年度の補正予算にて一部前倒しで実施をしているところでございます。

最後に、「適正配置改修」2億8,500万円ですが、学校適正配置により廃校となった旧花見川第二小学校跡地の一部を隣接する花見川中学校のグラウンドとして活用するための改修を行うものでございます。

続きまして、学校教育部の当初予算の説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。

初めに、「学校と地域の連携・協働体制の整備」250万円ですが、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、学校支援地域本部を10校増設いたします。

次に、「千葉市立中等教育学校設置」3,200万円ですが、令和4年4月の中等教育学校設置に向け、保護者等への説明会や開校準備で必要となる物品の購入を行うとともに、実施設計に向け、老朽化した校舎の耐力度調査を行うものでございます。

次に、「日本語指導通級教室通所費助成」40万円ですが、日本語指導通級教室に通級している生徒で準要保護家庭の生徒を対象に、その通級にかかる交通費を助成するものでございます。

次に、「外国人児童生徒指導協力員配置」4,600万円ですが、外国人児童生徒の日本語習得を支援するため、中国語及びスペイン語対応の外国人児童生徒指導協力員を1人ずつ増員するものでございます。

14ページをお願いいたします。

「中学校等英語外国語指導助手派遣」1億1,000万円ですが、各中学校の1年間の配置時間を約13時間から35時間とすることにより、年間を通しての配置を実現するとともに、令和4年4月の中等教育学校設置に伴う教育課程充実のため、指導助手を1人増員するものでございます。

次に、「スクールカウンセラー活用」1億7,800万円です

が、不登校の増加や生徒指導上の諸課題に早期の段階で対応し、未然防止や早期解決を目指すために、小学校と特別支援学校への配置時間を拡充するものでございます。

続きまして、「SNSを活用した教育相談」400万円ですが、市立中学校、高等学校、特別支援学校の生徒のいじめや不登校などの様々な悩みに応えるため、SNSを活用した教育相談の日数を週2日から週3日に拡充するものでございます。

次に、市立養護学校スクールバスの増便4,600万円でございます。市立養護学校のスクールバスにつきまして、感染症対策を徹底しつつ、過密状態を解消するために、増便を行うものでございます。

「不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携」510万円ですが、フリースクールに通う不登校児童生徒に対し、実験などの実技・体験学習や進路学習など、学習支援の内容を拡充いたします。また、フリースクールへの学習図書の貸与や、フリースクール等に通う要保護・準要保護家庭に対し、通所費などの助成を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

「地域部活動推進」160万円ですが、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に中学校において総合的に取り組むものでございます。

続きまして、「小学校給食室冷暖房設備設置」1,000万円ですが、給食従事職員の熱中症対策として、空調設備未設置の小学校10校の給食室にエアコンを整備し、適正な作業環境を整えます。

1つ飛ばしていただきまして、最後に「ICT支援員配置」3億2,600万円ですが、今年度整備されました学校のICT環境を生かし、教育的効果の向上を目指すため、全ての市立小・中・特別支援学校に、情報教育やICTの活用など専門的な知識や技術を持つ支援員を配置するものでございます。

16ページをお願いいたします。生涯学習部の当初予算案についてご説明いたします。

まず、「放課後子ども教室」5億8,600万円ですが、子どもたちの放課後の充実を図るため、アフタースクール実施校を18校に拡大するとともに、令和4年度からの導入校6校の開設準備

を行います。

次に、「科学教育推進」7億1,700万円ですが、新たに科学館の展示物のリニューアルを実施いたします。

17ページをお願いいたします。

「文化財保存活用地域計画基礎調査」150万円ですが、市内文化財の保存、活用に関する中長期的な計画の策定に向け、既存の調査資料の再整理、分析及び課題抽出などを行うものでございます。

次に、「加曾利貝塚の魅力向上」2億7,300万円ですが、便益施設の新築工事など利便性向上のための短期的整備を進めるとともに、既存博物館の移転に向けた整備、運営手法等の検討調査や縄文の森ゾーン、水辺ゾーンの事業化検討調査を行うほか、計画的な発掘調査等による縄文貝塚文化研究の推進と縄文体験や集客イベントのさらなる充実を図って参ります。

次に、「博物館管理運営」7,300万円のうち、「2 郷土博物館管理運営」の「(4)市史編さん」でございまして、こちら予算額は550万円で、市史編さん事業の成果といたしまして、本市の歴史を分かりやすくまとめた「(仮称)千葉市の歴史読本」を新たに刊行するものでございます。

18ページをお願いいたします。

「花見川図書館とこてはし台公民館の複合化」2,000万円ですが、ともに老朽化した2つの施設につきまして、効率的な施設運営及び市民の利便性向上を図るため、現在の花見川図書館の1階部分を図書館、2階部分をこてはし台公民館として複合化するための実施設計を行うものでございます。

最後に、「図書館管理運営」8億5,600万円のうち、「2 電子書籍整備」ですが、こちらの予算額は300万円となっております。図書館に来館することなく自宅などで読書が可能となる電子書籍の導入を行うものでございます。

以上が教育委員会所管の令和3年度当初予算案でございます。ご審議の程、どうぞよろしくをお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

竹田委員 14ページの教育支援課の「スクールカウンセラー活用」と「SNSを活用した教育相談」ですけれども、これは人数を増やすのではなくて、1人の業務量、週の回数を増やすということではないのでしょうか。

小田教育支援課長 仰るとおりで、あくまでも人を増やすということではありません。

竹田委員 実際にこのカウンセラーや教育相談の方というのは、カウンセラーの場合は臨床心理士などといいますけれども、ほかにどのような資格を持っている方が担当されるのでしょうか。

小田教育支援課長 公認心理士や産業心理士等々、基本的にはそういった資格をお持ちになっている方がほとんどです。

竹田委員 何らかの資格を持っているということですね。

小田教育支援課長 ただ、必ずしも有資格者だけではない状況もございます。

竹田委員 そうすると、その方たちの質の担保というか、それは何か研修などされているのですか。

小田教育支援課長 はい、毎年、例えば新規で採用した者に対してはスーパーバイザーによる定期的な研修を行っております。また、年間3回、全スクールカウンセラーによる連絡会及び研修会を行って、質を高めているところでございます。

竹田委員 「SNSを活用した教育相談」の相談員は、資格は何か必要なのですか。

小田教育支援課長 こちらは公認心理士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士ということで、有資格者となっております。

竹田委員 分かりました。

高津委員 今年度、全小・中・高・特別支援学校にスクール・サポート・スタッフを配置するというので、私も関わっている学校を見に行ったら、今、来年度の資料をたくさん作っているのを印刷して、製本してという、校長先生も、職員が大変助かるということで感謝をしておりました。それで、今年全校で228人ということで、小・中・高・特別支援で170校ほどありますが、例えば学級規模によって複数配置をしたりするなど、その228人をどのように割当てるのでしょうか。

吉田教育職員課長 次年度は全小・中・高校、特別支援学校にまず1人配置して参ります。併せまして大規模校、特別支援学校、生徒指導困難校と、あと、働き方改革のパイロット校に複数配置という形で計画をしております。

高津委員 ありがとうございます。

和田委員 3点ほど伺いたいのですが、まず1つ目、竹田委員からも質問がありました「SNSを活用した教育相談」についてですが、週2日から3日に増やすということで、増やすだけの需要が現在

あるのかということをお聞きします。

小田教育支援課長 平成30年度から本事業は始まったわけですがけれども、相談件数そのものについては若干の減少傾向にございます。しかし、実は時間外アクセス数というのも計っておりまして、実際に相談につながった数字の3倍となっていることから、できる限り開設日を増やすことがより効果的な活用になると、このような認識になったところでございます。

和田委員 ありがとうございます。よく分かりました。そこに寄せられた質問や相談というのは、その場で解決できるようなことでしょうか。それとも、またどこかに繋ぐということもありますか。

小田教育支援課長 そのまま継続という事案も当然でございますし、「ほかのこういったところに相談窓口がございますよ」という紹介に繋がることもございます。

和田委員 分かりました。大変重要な役割を担っているのだなということをお聞きしました。ありがとうございます。

あと2点あるのですが、15ページの「地域部活動推進」についてです。これはまだこれからということ、スタートする前段階の準備段階ということだと思います。休日の部活動の段階的な地域移行ということ、教員の働き方改革とも繋がるということなのですが、となると、休日の部活動の部分を地域の人材に委ねて、例えば、顧問の先生はその日は学校に行かないで、完全に委ねるというようなイメージなのでしょうか。

阿部保健体育課長 地域部活動推進につきましては、活動の形態は主に2つ考えられるかと思えます。一つは、休日の部活動を地域が行い、教員が一切関わらないというパターンでございます。もう一つは、その中でも指導したいという教員がいた場合には、地域の活動に協力して生徒に指導を行っていくというパターンも考えられます。しかし、その場合は地域スポーツ活動であるということをお聞きし、教員としての立場ではなく、兼職、兼業の許可を得た上で指導に携わるということになるかと思えます。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。今までの部活動とだいぶ変わってくるのかなという印象です。例えば部活の顧問の先生は、平日の放課後の部活でしたら、学校に先生がいて、何かあればすぐ先生のところに連絡をしたり、保護者の方に連絡を取ったりということがスムーズにできていると思うのですが、これが地域の方などに委ねられるとなると、そのあたりの責任や

連絡などはどのようにお考えでしょうか。

阿部保健体育課長 基本的に休日の地域の活動における怪我、あるいは生徒指導上の課題等については、その地域が責任を持って対処に当たるということになっております。それゆえ、そういったことが確実にできるような団体をどのように選定していくかということが課題になろうかと考えております。

和田委員 ありがとうございます。それに手を挙げてくださる方にも非常な重責を担っていただくことになると思うので、大変なことを学校以外の方たちをお願いするようになる、そういう前提のもとでお願いしていただければ有り難いなと思います。よろしくお祈いします。

最後にもう1点なのですが、同じ15ページの「ICT支援員の配置」なのですが、このICT支援員というのはどのような方をお願いする予定でしょうか。

山口教育センター副所長 ICT支援員ですが、委託した事業者により一定の教育を受けて、情報教育やICTの活用等に知見が深く、学校現場における研修や教職員個々の支援に携わる技量を持つ方々ということ想定しております。

和田委員 ありがとうございます。これは当然、常駐ではなく巡回ということだと思っておりますが、おそらく今度の4月から学校現場では毎日のように色々分からないこととか問題が出てくるのではないかなと予測しております。その場合に、どこかに聞けばすぐに答えてもらえるような、そういう窓口というのを設ける予定でしょうか。

山口教育センター副所長 支援員が配置されている学校では、その支援員に、直接学校現場の問題点を聞けるのですけれども、そうではない、日々の問題点に関しましては、センターの情報教育広報班などにご相談いただければ、対応を考えたいと思います。

和田委員 分かりました。センターも大変ですね。よろしくお祈いします。

高津委員 先程、和田委員からもご意見をいただきましたが、部活動のことで、生徒が主体で、生徒が非常に楽しみにしていると。それから、本当に古い先生方は週6日、部活動、土日も部活動ということで、楽しみに部活動を、人間教育としての子どもたちの部活動指導としてやっていたので、段階的に地域移行、つまり、今、課長が言いましたように、先生方がもし、顧問としてではなく、この指導に来てやっていただいたら、かなり有効なものになって

いくのだと思いますので、ぜひそれも含めて進めていただきたいと思います。

磯野教育長 要望ということでよろしいですか。

小西委員 2点あるのですけれども、1点目は、先ほど出たICT支援員ですが、具体的にはどのくらいの数の方が配置される予定でしょうか。

山口教育センター副所長 ICT支援員ですが、165校に支援員の専任ということで1人ずつ配置されるものではありません。先ほどもありましたように、各学校に週2回程度、訪問で派遣できるようにと考えております。週2回程度という回数に関しましては、今年度モデル校として配置しました小学校2校にそれぞれ週2回程度の頻度で派遣したところ、機器活用の研修でありますとか授業設計、それから実際の授業場面への支援等に関してとても大きな支えになったという結果を得ております。そのために、次年度の支援員配置も同様に、各学校に週2回程度の派遣という支援が行えるように考えております。

小西委員 ありがとうございます。ほかの委員からもご意見がありましたが、これから、おそらく色々な意見が出てくるとと思いますので、現場の声を吸い上げていただくようお願いします。

あと、11ページの子どもへの性犯罪・性暴力の研修のところなのですが、これは性被害を受けた子どもへの対応力としての研修かと思うのですけれども、実際にはやはり性被害を起こさないことのほうが大事だと思います。現在、千葉市において性被害を防ぐために、体制作りであるとか、そういった研修が実際に行われているのかどうかと、誰を対象に行われているのかというところを、教えていただきたいと思います。

吉田教育職員課長 今年度、性被害を受けた子どもへの対応ということでは、外部有識者を招へいし、子どもの性被害について学ぶということで、管理職を対象にしたオンライン研修を受講させております。校長、教頭に今年度、受講させました。

小西委員 分かりました。出来れば、これは本当に全職員、全教員が情報共有して、全員一体となってやっていくべき事案だと思いますので、管理職だけではなくて、今後、全教員に研修を受けられるようお願いいたします。

吉田教育職員課長 今年度、1人1台パソコンになりました。このオンライン研修につきましては、招へいした有識者の方から使用許可がいただけ

たので、全校で職員が研修できるよう、校長に指示を出していき
たいと思っております。

小西委員 お願いいたします。

磯野教育長 そのほか、よろしいですか。

ほかにご質問ないようですので、議案第2号「令和3年度当初
予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがで
しょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第3号 千葉市立中等教育学校設置条例の制定について

議案第4号 中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて

磯野教育長 議案第3号及び議案第4号につきましては関連があるため、
一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。

初めに、議案第3号「千葉市立中等教育学校設置条例の制定に
ついて」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 議案第3号「千葉市立中等教育学校設置条例の制定について」
ご説明いたします。

千葉市立稲毛国際中等教育学校を設置するための条例の制定
について、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号に基づき、議
決を求めるものであります。

議案書(2)の21ページ、そして参考資料(2)の1ページ
をお開き願います。

新たに中等教育学校を設置いたします。

名称は、稲毛国際中等教育学校とし、位置は現在の稲毛高等学
校の位置、施設は稲毛高等学校及び附属中学校の校舎を改修して
使用します。学校規模は1学年4学級とし、完成年度には全24
学級の960人定員となります。

2ページをご覧ください。

設置学科は、後期課程は普通科のみとし、通学区域は千葉市内
です。

学校像は、地域・世界・未来を切り拓くグローバル・リーダー
の育成とし、中高一貫教育の特性を生かした国際教育等を特色あ
る教育活動とします。

施行期日は令和4年4月1日とします。

以上で説明を終わります。

磯野教育長 次に、議案第4号「中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 議案第4号「中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

議案書(2)23ページ、参考資料(2)3ページをお開き願います。

中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号に基づき、議決を求めるものでございます。

稲毛国際中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の後期課程の授業料等を定めるほか、各条例の関係する規定において、対象とする学校に中等教育学校を加える等の所要の改正を行います。

施行期日は、中等教育学校の入学概要を定めた千葉市証明等手数料条例のみ令和3年4月1日とし、ほかの条例は稲毛国際中等教育学校設置に合わせ、令和4年4月1日とします。

参考資料の4ページから14ページまでは改正条例の新旧対照表でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。
藤川委員 ご説明ありがとうございました。これらの条例について異議はないのですが、参考資料(2)の1ページにある学級定員について一言申し述べさせていただきたいと思っております。

現在も稲毛高等学校並びに附属中学校は1学級40人の定員で、今後も1学級40人という計画であります。このことを現時点で変えるということをお願いいたすわけではないのですが、現在、小学校の学級定員も35人に減らそうという話が出ており、また、さらに減らしていこうという議論もございます。特に今回、国際ということ謳って、グローバル対応を進めていくわけでございますけれども、当然そうなりますと一人ひとりに対してきめ細かい指導、教育が必要になって参ります。そうなったときに、40人という定員が足かせになるという可能性があるのではないかとこのことを危惧しております。これは開校当時は40人でいいかもしれませんが、あまりこれにこだわり過ぎずに、柔軟に今後、学級の規模については検討いただきたいと思います。

特に、ほかの学校と違いまして、入学者選抜を行う学校においては、基本的に学級定員イコール学級の実人員みたいな扱いですよ。ほかの学校においては、上限を決めたら、上限を超えたらまた学級が増えるという形で、上限よりも少ない学級人数が実人員になるわけですけれども、こういう入学者定員を設けて入学者選抜をする学校においては、40人と決めたら基本的に40人入ってくるわけでありますので、全く余裕がないまま40人学級でどの学級も運営されていくとなりますと、かなり先生方の負担も大きいと思われまして、きめ細かい教育に支障が生じる可能性がありますので、ぜひ今後、中長期的な展望の中で、学級規模についてはご検討いただければと思います。

片見教育改革推進課長 ありがとうございます。学級の定員につきましては国の動向や、あとは学校を開始して、その実情を踏まえまして、検討を続けて参りたいと思っております。また、少人数での授業を、定員40人ですけれども、それを例えば半分に割って20人ずつで授業を行うというようなことを新しい中等教育学校では多くやっていきたいと思っておりますので、そういう工夫は絶えずしていきたいと思っております。

小西委員 本題とは少しずれてしまうのですが、昨年終わりぐらいと、1月に保護者説明会が開催されていたと思うのですが、説明会の申込み状況であるとか、保護者の関心の状況などについて教えていただければと思います。

片見教育改革推進課長 ありがとうございます。実は説明会、当初はこの週末に行う予定でございまして、1,000人近く応募はいただいております。ただ、コロナの関係で、やはり対面での説明会がなかなか難しいということで、今、動画配信の形で説明会を行えるように準備を進めているところでございまして、2月の下旬、早いうちに教育委員会のホームページにそういった動画を掲載したいと考えております。

小西委員 それは、申し込まなくても誰でも見られる状況ですか。

片見教育改革推進課長 はい、特に小学校の保護者でなくても、地域の住民の方とか、どなたでも見られるようにしたいなと思っております。

小西委員 分かりました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、それでは議決に移ります。
議案第3号「千葉市立中等教育学校設置条例の制定について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第4号「中等教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

(1)令和3年 第2回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言